

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請に係るヒアリング（6）

2. 日時：令和5年8月17日（木）15時00分～17時25分

3. 場所：原子力規制庁10階打ち合わせ卓（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

有吉上席安全審査官、伊藤主任安全審査官、中澤安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所

技術主席 他8名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課

技術副主幹 他2名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1 廃棄物管理施設の設工認申請における質問回答票

資料2 新規制基準に係る廃棄物管理施設の設工認の申請について

| 時間 | 自動文字起こし結果 |
|---------|--|
| 0:00:02 | 規制庁ナカザワです。それでは、小鳥居より、大洗廃棄物管理施設の設工認について、北野ヒアリングを行いたいと思います。 |
| 0:00:12 | よろしくお願いします。本日は、前回のヒアリングから修正した資料をいただいております。結構修正点があるかなとは思っているんですけども。 |
| 0:00:25 | まずうですね、改めの件の確認とはなってしまうんですけども、別個、概要説明資料ですね。 |
| 0:00:37 | パワーポイントの資料の 63 ページ目、使用でCのプロセスについて、まず簡単にご説明よろしくお願ひいたします。 |
| 0:01:11 | はい。原子力機構ショウジです。 |
| 0:01:14 | 提供よろしくお願いします。 |
| 0:01:16 | それではですね概要資料の方、63 ページでございますが、今後の対応ということで、使用の停止に向けたプロセスということで |
| 0:01:26 | フローが載せてございます。 |
| 0:01:30 | こちらについてはですね、許可の方でもお示しましたが、化学処理装置、あとセメント固化装置、有機廃液一時格納庫についてですね。 |
| 0:01:40 | 使用停止をすると。 |
| 0:01:43 | セメント固化装置について一部ありますけども、その他については施設装置、いいですね、そちらの方を使用停止するという事で許可の方をいただいております。それに対してですね設工認において、 |
| 0:01:56 | どういうプロセスを踏むかということで記載したフローでございます。 |
| 0:02:01 | 左からいきますと、化学処理装置、Eがでございます。これはすべて |
| 0:02:08 | 警視を停止するということになります。化学処理装置について有している機能としましては閉じ込め機能後処理機能ということになります。 |
| 0:02:16 | それぞれ機能停止ということに持っていくということで、まず、化学処理装置への供給バルブの閉止、いいですね、これについては閉止フランジい。 |
| 0:02:28 | バルブの閉止、合わせて、一部ですね閉止フランジを入れた閉止ということを考えております。 |
| 0:02:34 | これを行って処理機能を不要とすると。 |
| 0:02:38 | いうことになります。 |
| 0:02:40 | あと米印と書いてございますが液位流量測定及び漏えい検知器除くということになりますのでまず系統としてですね、供給系統の方を閉止するという事。 |
| 0:02:51 | 廃液の多さが生き残ってる背景ですねそれを廃棄鳥獣施設 1 へ移送すると。 |
| 0:02:58 | 残存スラッチを回収して、あとは除染に入ると、除染がある場合ない場合という判断があります。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:03:06 | 除染がない場合はそのまま、 |
| 0:03:09 | 2000、ということで閉じ込め機能不要ということになります。ただ汚染があるものについてはですね固定するなりそれが処置をしてですね閉じ込め機能を不要とすると。 |
| 0:03:21 | いう流れになってございます。最終的に閉じ込め機能が不要になればですね、漏れい検知とか、そういうのが必要なくなるのでそれについては李線するあと電源遮断というふうに考えております。 |
| 0:03:32 | そこまでいくと処理能力、機能が不要ということで、化学処理装置についてはそこで完了というふうに考えてございます。 |
| 0:03:43 | でセメント固化装置、真ん中のセメント固化装置でございますが、これについてはですね、一部、スラッチと、濃縮液の処理ができます。 |
| 0:03:55 | こちらについてはスラッチの方の処理日が提出すると。 |
| 0:04:00 | いうことになります。で、有している機能としましては閉じ込め機能処理機能計測制御機能ということになります。 |
| 0:04:08 | まず貯留している曾田千野をセメントの固化処理を行います。車、セメント固化装置へのスラッチ後、終わればですねセメント固化装置への先ほどと同じように供給のバルブですね、スラッチ供給バルブの閉止。 |
| 0:04:23 | 定を行います。それにより供給されないということになりますので処理機能が不要となるということになります。 |
| 0:04:32 | そちょっと※3 で書いてございますが、ただし、それについてはですね凍結再融解後スラッチそ及び堰についての不処理機能が不要になるということになります。 |
| 0:04:43 | それが終わればですねあと除染をしてこの閉じ込め機能が不要になるということになります。 |
| 0:04:52 | そちらが終わればですね空付け等の電源遮断後は、堰内の漏れい検知機能にゼロということになりまして計測制御系計測制御機能が不要になると。 |
| 0:05:05 | いうことになってそこで完了という流れになってございます。 |
| 0:05:11 | UK議事課久野港についてはですね、こちらはすべて使用を停止するというので有してる機能としましては閉じ込め機能放射線管理機能排気機能、電源機能、 |
| 0:05:23 | 通信連絡機能ということになります。 |
| 0:05:26 | こちらについてはですね縦格納庫についてはですね保管容器がありますので、その中に結城駅を保管するということになってございますので、まず、使用停止に向けてですね保管容器内にそれぞれ排気系統に繋がってるということになりますので、 |
| 0:05:44 | その排気系統のバルブを閉止すると。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:05:46 | ということがまず最初にございます。外した後にですね、保管容器についてはですね。 |
| 0:05:54 | バイオ機内の排気系統配管の取外し等ですね、保管容器自体にですね蓋、いわゆるキャップをしてですね、そこを密閉するということになります。 |
| 0:06:06 | 保管容器についてはそれで密閉されるということで、保管容器についてはそれを撤去するというので閉じ込め機能が不要になるということになって、 |
| 0:06:15 | 完了ということになっております。 |
| 0:06:19 | 流れについては以上になります。 |
| 0:06:26 | はい。規制庁の風間ですけど、説明ありがとうございます。まず使用の健診に関連してちょっとお伺いをしていきたいと思っております。 |
| 0:06:38 | ですね。 |
| 0:06:42 | 規制庁、規制庁の中澤ですけども、新ページに関連して化学処理装置の、 |
| 0:06:51 | 配管の変敷地を行うということですけども、資料の46ページ目ですかね、化学処理層ちいの |
| 0:07:06 | 御幣措置を行う場所を示していただいているんですけど、結局許可の際には入口と出口くらいー入口と出口の、はい。閉止措置を行いますということだったんですけども。 |
| 0:07:21 | 結構場所は増えていると思うんですが。 |
| 0:07:24 | お礼はどうして必要なんでしょうかちょっと説明いただけませんか。 |
| 0:07:46 | はい、原子力機構ショウジです。 |
| 0:07:49 | はい。そういう意味ではですね、先ほど休憩を閉止が、またはバルブで閉止するというをお伝えしました。 |
| 0:08:00 | 実際上はですねそれぞれ機器ごとに |
| 0:08:04 | 維持する必要があるかなということで除染の、先ほどのフローの中でですね助成を行うということにしておりますので、 |
| 0:08:12 | まずその機器ごとにですね |
| 0:08:15 | それぞれ機器ごとで何ていうんすかね、そこを押さえ抑えるという、 |
| 0:08:22 | ふう考えからですね。 |
| 0:08:24 | それぞれ各機器のですね入口側、あと出口側%で |
| 0:08:30 | 研修して、なおかつ除染できれば除染を行う、できない場合には、固定するという意味でですねそこに閉じ込めると。 |
| 0:08:39 | ということで考えているものです。単純にその入口、入口だけというわけではなくてですね装置ごとに、なお、さらなる安全を考えてですねそこに、 |
| 0:08:51 | その機器ごとにですねそれぞれ構造を考慮してですね、閉じ込めなり助成にしたり、そこで、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:09:02 | 閉じ込め機能をする。 |
| 0:09:04 | なくすかそこで閉じ込めるかという判断を我々はしているということでございます。 |
| 0:09:13 | 規制庁の赤沢ですすみませんちょっと確認ですけども、ここにあるすべての主 箇所がとりこ明機能を持っていて、設工認申請をされるおつもりということでよろし いですか。 |
| 0:09:33 | はい。原子力の荘司です。はい。そういう意味ではですね機器ごとにそれぞれ構 造も違うので、それぞれ、そこ、その機器の入口出口で押さえる、閉止するとい うことで、そこも、 |
| 0:09:45 | 対象ということで我々としては考えております。 |
| 0:09:55 | おナカザワです巨艦あの時の説明と若干変わってきているのは気になるんですが お考えとしてはわかりました。 |
| 0:10:08 | そうすると、48 ページ目のセメントば装置の方で閉止箇所が多くなっているのも、 同じような考え方ということでよろしいですか。 |
| 0:10:23 | はい、原子力不祥事です。はい。考え方としては同じでございますそれぞれ個々 各基金のですね構造も違いますので、その除染方法も違うということになります ので、考え方については化学処理と化学処理装置と同じ考えで編集をするとい ふふうに考えてます。 |
| 0:10:44 | はい、承知しましたありがとうございます。 |
| 0:10:55 | ある。 |
| 0:11:06 | おナカザワです。続いてちょっと先に進みまして資料の 54 ページ目から始まっ ている、セメント固化装置の、 |
| 0:11:16 | 一部停止に伴うインターロックの規制なんですけれども、 |
| 0:11:23 | まず確認なんですけれども、これ、 |
| 0:11:28 | につきまして、昨年 4 月の申請された時点で申請書にこの元って入ってましたっ け。そこだけちょっと事実確認させてください。 |
| 0:11:42 | 山野。 |
| 0:11:49 | はい、原子力法ショウジです。 |
| 0:11:51 | はい。 |
| 0:11:53 | 令和 4 年 4 月に |
| 0:11:56 | 申請した申請書についてはですね使用停止関係は含まれていない。 |
| 0:12:02 | B、Bということになります。 |
| 0:12:06 | 当時の新設にはこの記載はございません。 |
| 0:12:09 | 今後の補正予定 |
| 0:12:14 | 今後の補正で追加されるということですねはい、承知いたしました。 |
| 0:12:21 | え一つとですね。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:12:28 | ただ資料上ですもん現在の申請書に入ってきているものか、はい。今後補正で追加され、される予定なのかが若干わかりにくい。 |
| 0:12:38 | というのが、なってます、 |
| 0:12:42 | 何か、 |
| 0:12:46 | ちょっと区別がつくように、共有していただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。 |
| 0:13:01 | 入ってと原子力をショウジです。はい。そういう意味ではそうですね混在してるところがございますので、こうはわかるような形、どういうふうにするかはちょっと。 |
| 0:13:13 | 考慮しまして、わかるような形で、 |
| 0:13:17 | 記載したいと思います。伝えたいです。 |
| 0:13:24 | はい。すいません規制庁中澤です。このインターロックの件なんですけれども先日の熊野際には、特にお話を詳しくお話を聞いてないと思うんですけれども。 |
| 0:13:40 | そもそもこの |
| 0:13:42 | インターロックというのはどういう機能を持つものなんでしょうか。 |
| 0:13:47 | 若山です。 |
| 0:13:59 | はい。原子力をショウジです。 |
| 0:14:02 | 今回継続支援設備ということで、書いてございますが、概要資料のですね、具体的には 55 ページの方に記載してございます。 |
| 0:14:15 | 設計仕様の中に書いてございます。昨日仕様ということになります。四つほど分かれてございますが、濃縮エキス標識基礎気管支記録。 |
| 0:14:27 | 警報作動とかですもん、ピットの。 |
| 0:14:30 | 隣の漏えいの検知の警報作動とか、電気のインターロックですもん。 |
| 0:14:38 | ドラム缶を装着しないと供給できないようなインターロックとか、調子た場合に供給を停止するインターロックとか、こういう機能を持ったものでございます。 |
| 0:14:49 | はい、どうぞ。 |
| 0:14:53 | 規制庁の岡沢です。 |
| 0:14:55 | インターロックの機能については、何となくイメージがついたんですけれども。 |
| 0:15:04 | 54 ページに戻っていただいて、スラッチ系統の電源を主の遮断を行っても、インターロック機能が保持できるようにするって書いてあるんですけれども、電源を遮断すると、何か不都合が生じるんでしょうか。 |
| 0:15:34 | 原子力不祥事です。はい。概要資料のですね 56 ページ見ていただくとですね、あくまでもこのセメント固化装置、点線で囲った部分の、 |
| 0:15:46 | 機能を停止させるという意味での電源遮断ということになりますので他に影響はございません。 |
| 0:16:11 | 3 番。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:16:20 | 規制庁の事です。ということは、 |
| 0:16:26 | ただ単に使用を停止する場所の電源を切るだけであって、 |
| 0:16:31 | 何かファイルをいじったりとかそういうことではないってことです。そんな、 |
| 0:16:38 | はい。原子力協ショウジです。はい。その通りでございます。 |
| 0:16:55 | 規制庁の岡沢です。 |
| 0:16:59 | であれば、今説明していただいた内容を、 |
| 0:17:03 | が、資料上でわかるように、何とか概要のところ何か追加して、文章化願ひ追加していただいた方がいいかなと思うんですけども、いかがでしょうか。 |
| 0:17:22 | はい。原子力の東海林です。そういう意味では先ほどお話した通り、対象になる警察署、計測。 |
| 0:17:32 | 制御機能に対して、電源。 |
| 0:17:36 | そのものに対して電源を遮断する、遮断するにあたっては他に影響がない。 |
| 0:17:42 | という記載の方を追加するということよろしいでしょうか。 |
| 0:17:51 | 規制庁の方です内容については検討していただくとして、概ねその方向で良いかと思えます。 |
| 0:18:04 | はい、衛藤研修の表彰です。はい。そのような機会を追加いたします。 |
| 0:18:13 | でも、 |
| 0:18:22 | 多分、 |
| 0:18:26 | 規制庁イトウですけれども、 |
| 0:18:30 | 55 ページの設計仕様の中で、 |
| 0:18:37 | 4 項目。 |
| 0:18:39 | 警報作動冒頭インターロックについて書かれていますが、 |
| 0:18:47 | さっきのナカザワの質問に対する回答は、 |
| 0:18:51 | その既存の刑法の一部を提出するだけだという回答だったんですけども。 |
| 0:18:59 | 55 ページの説明と設計仕様の説明なんかは、 |
| 0:19:03 | 新たに追加をするような記載になっているんですが、 |
| 0:19:07 | 何かやろうとしていること等が一致していないようにも思うんですが。 |
| 0:19:15 | もともとインターロックとかの警報って、設工認とっているんじゃないんですけどつけ。 |
| 0:19:28 | はい。原子力を創出し、はい。 |
| 0:19:32 | こちらの計測制御系統施設についてはですね化学処理装置を更新した時に合わせて、設工認申請して認可をいただいているものでございます。 |
| 0:19:47 | で、 |
| 0:19:49 | 規制庁イトウですけれども、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:19:51 | だとすると、今は設計仕様として書かれているものは、その時から何かが変わっているのでしょうか。 |
| 0:20:06 | 後今日ショウジです。 |
| 0:20:08 | はい。この種機能については、従来、設工認認可いただいてからは、後ございません。何も変わってるものではございません。 |
| 0:20:20 | 規制庁イトウ別ありがとうございます。 |
| 0:20:23 | だとすると、この4項目を設計仕様として書く意味はなんのでしょうか。 |
| 0:20:34 | はい。原子カショウジです。はい。そういう意味ではですねこういうし、我々としては使用を停止するというね。 |
| 0:20:42 | 使用停止の中ですねこういう機能があってそのものを値を停止しますということの説明する。 |
| 0:20:53 | にあたってですね、その仕様がどういうものかというのをまず記載したということになりますので55ページからですね56ページ、こういう機能が、 |
| 0:21:05 | こういう56ページでこの機能について停止しますということで含めた説明をさせていただいたと。 |
| 0:21:14 | そのために記載しているというものでございます。 |
| 0:21:20 | 規制庁イトウですが、 |
| 0:21:25 | 中澤さんこれそういうふうに見えますか。 |
| 0:21:29 | はい中沢です。資料見た限りではそういうふうになんかあまり見えないと思ってます。 |
| 0:21:43 | 伊藤ですけれども |
| 0:21:46 | 麒麟間接公認 |
| 0:21:49 | の設計仕様におけるこれを、 |
| 0:21:52 | 停止するとかだったらわかります。 |
| 0:21:55 | どうぞ。 |
| 0:21:56 | この説明が新たに、 |
| 0:22:01 | 継続性、経営即設備を追加をするっていう申請。 |
| 0:22:07 | をしているように見えます。 |
| 0:22:10 | そうでないのでしたら、やりたいことがわかるように、先ほどの規定して欲しいですけど。 |
| 0:22:18 | 言ってもわかるような説明にさせていただくべきだと思うんですが。 |
| 0:22:23 | どう熟成されますか。 |
| 0:23:05 | 社教ショウジすみません。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:23:07 | 我々記載した趣旨としてはですね、54 ページ、15 条に継続船型と施設というのがございますのでこれに対してどういう維持しなきゃいけないものがあるかということで記載してそれに対して使用停止。 |
| 0:23:22 | に向けて、使用停止に向けてこの部分を停止使用停止しますということで資料を作成しておりましたが、 |
| 0:23:31 | それでわかりづらいということであればですね |
| 0:23:35 | その 56 ページ資料提出するものは、点線で 9 囲んでおりますけども、その機能について概略を書かせていただいて、 |
| 0:23:47 | それに対して先ほどもありましたけども、電源遮断とか、そういう処置をしてですね影響ないということも含めてですね、そういう流れの資料をにしたい。 |
| 0:24:00 | 変えろとすればそういう形かなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。 |
| 0:24:12 | 申請書上そう、提出することを明確にするっていう意味では、 |
| 0:24:16 | その設計条件設計仕様として書いていただく必要はあると思っているんですけども。 |
| 0:24:32 | 位置付けとしてはそういう書き方にはなるだろうと思ってますと。 |
| 0:24:39 | なんでしょうねと。 |
| 0:24:53 | 56 ページにあるようにこの機能について停止をすとかそういう形になるんですかね。 |
| 0:25:03 | 確か |
| 0:25:05 | 処理場の設工認でアスファルトカー装置を提出する。 |
| 0:25:11 | ための設工認があったと思うんですけども。 |
| 0:25:14 | その時に設備の停止について、どういうその設計条件、設計仕様にしたのかっていうのも、 |
| 0:25:21 | もう一つ参考になると思いますのでちょっと他の。 |
| 0:25:25 | 停止に係る設工認の書き方を参照していただいて、 |
| 0:25:30 | 表現工夫していただくのがいいのかなと思います。 |
| 0:25:34 | はい、どうぞ。はい。 |
| 0:25:47 | ハイパーという原子カシヨウジです。はい。そういう意味ではですね現場系のところであそこは設置ですか。資料はありますのでそこを参考にですね。 |
| 0:26:00 | 素行がわかるようにですね、記載を見直します。 |
| 0:26:08 | はい。 |
| 0:26:11 | で、ちょっと最後の方に言うと、 |
| 0:26:14 | より今まずお伝えした方がいいと思って申し上げますが、 |
| 0:26:21 | 審査会合の時期ですけども、クローズの 1 日という話はお伝えすでに伝わってますでしょうか。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:26:36 | 原子炉をショウジですはい。そちらをお伺いしております。 |
| 0:26:40 | はい。衛藤規制庁イトウですけれども。 |
| 0:26:43 | そういうこともありまして |
| 0:26:46 | 本日いろいろ資料の修正も含めて、 |
| 0:26:50 | 確認をさせていただきたいと思ってるんですけれども、 |
| 0:26:56 | 具体的なところはまた事務的に調整だとは思いますが、 |
| 0:27:01 | 2日か3日程度で日営業日ぐらいですかね、修正についてはまた対応いただきたいというふうに思ってますので、それは全体的にそのような認識で、 |
| 0:27:15 | とらえていただければと思っております。 |
| 0:27:23 | はい。原子力の小路です。はい。変更いたしました。 |
| 0:27:28 | はい。 |
| 0:27:31 | すいませんでは私からは一旦以上です。 |
| 0:27:41 | はい。藤。 |
| 0:27:59 | 規制庁イトウですけれども、ごめんなさい以上ですと立案 63 ページについて少し教えてください。 |
| 0:28:07 | えっと今後の対応というところで、その停止に向けたプロセスというところなんですけれども、まず |
| 0:28:17 | 三つのTCの工事っていうのは、 |
| 0:28:22 | 新規制基準の適用確認の完了、日々、或いは同時に終える。 |
| 0:28:33 | っていうことで一体的にというか同じ流れの中で行う人を念頭に置いてるっていうそういう理解でいいですかね。 |
| 0:28:44 | 注釈 6 番にあると思いますけれど。 |
| 0:28:48 | いや、 |
| 0:28:51 | はい。原子カショウジです。はい。レーダーの対応についてはですね。そうですね仕様、新規制基準の適合確認の完了を |
| 0:29:01 | AID完了前もしくは同時ということで我々もそう考えております。 |
| 0:29:08 | はい、ありがとうございます。 |
| 0:29:10 | 化学処理装置のところは、フラグー番最初のところで、供給バルブのしとあって、 |
| 0:29:20 | その次のフローで、 |
| 0:29:23 | 上流地域への移送というふうにあって、 |
| 0:29:26 | 移送ラインと供給ラインは別ラインになっていて、 |
| 0:29:34 | 供給バルブを閉じて、移送はできるってそういうことですよ。 |
| 0:29:41 | 形。 |
| 0:29:44 | 苦勞の最後では、 |
| 0:29:48 | 完了の一つ前のところでは、漏えい検知器の李線というのがありまして、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:29:55 | 一つ右のセメント化装置では、計測制御機能っていうのが多分堰内漏えい検知器と絡めて、 |
| 0:30:03 | 書かれているんですかね。 |
| 0:30:08 | だとすると計測制御機能って処理。 |
| 0:30:12 | 装置側にはないのか、っていう、化学処理装置側にはないのかっていうのがちょっと気になったんですけども。 |
| 0:30:19 | そこはどう見れば良いんでしょう。 |
| 0:30:31 | えっと原子力の庄司です。はい。そういう意味ではですね化学処理装置についてはですね計測線量計の計測線機能はございませんので、 |
| 0:30:41 | あくまでもその閉じ込め機能としての警報があるだけというふうになります。 |
| 0:30:54 | ちょっとこれ審査会合を以降でもいいので、 |
| 0:30:59 | 逸見が当時です。これは審査会合後の漏えい検知が取り組んだけど、どれが継続制御なのかっていう。内訳の仕分けの考え方をちょっと。 |
| 0:31:13 | 資料に説明いただければと思います。 |
| 0:31:21 | それから、今のよろしいですか。 |
| 0:31:26 | はい。原子力の東海林です。はい。そちらは資料のほうを準備させていただきます。 |
| 0:31:33 | はい。よろしく申し上げます。 |
| 0:31:35 | 青木処理装置の残存スラッジの回収っていうのは回収したスラッチはどうされるんですでしたっけ。 |
| 0:31:52 | はい。原子力不祥事。はい。化学処理装置で残存してるスラッチについてはですね、これもセメント固化装置の方で処理するということになります。 |
| 0:32:08 | そうすると市民とか装置の停止。 |
| 0:32:13 | 措置の前に化学処理装置の停止措置が進むってことですが順番としては、 |
| 0:32:24 | はい原子力カシウジです。はい。順番基準としましては、化学処理装置をまずやってスラッチを、 |
| 0:32:33 | 回収して処理してからのセメント固化装置へ着手というふうに考えてございます。 |
| 0:32:40 | ということですね。 |
| 0:32:43 | 次にセメント固化装置について確認したいんですけども。 |
| 0:32:46 | セメント他、 |
| 0:32:49 | 貯留するってのセメント固化処理。 |
| 0:32:54 | プロの新規制基準適合前に、 |
| 0:32:57 | 現存する。 |
| 0:33:00 | 廃棄物を処理するということを述べてるんだと思うんですけども。 |
| 0:33:05 | 手続き的にはこれはどう許容されているのかっていうのは整理されてますか。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:33:21 | やっぱり原子力不祥事です。はい。これについてはですね現在行っておりますが設備等を維持するために必要な |
| 0:33:33 | 工程ということで考えておりますので、我々としては当然新規規制基準適合後の運転廃棄物ではなく、 |
| 0:33:44 | リスクを低減するためにですね、我々としてはその設備維持のために発生した廃棄物という位置付けで、処理を行うということになります。 |
| 0:33:55 | 規制庁伊藤です。ありがとうございます。 |
| 0:34:03 | そういうご回答かなとは思っていたんですがそういう回答の場合次に行きたくなるのが、それでは、これまでなぜスラッチを貯留し続けていたのか。 |
| 0:34:18 | ていうところは、どういう理由になるんでしょう。 |
| 0:34:22 | その維持管理の一環としてできるものであればこれまでにやっしまえばよかったのではないかっていう。 |
| 0:34:28 | 疑問が、 |
| 0:34:30 | あるんですが、 |
| 0:34:40 | はい。原子力の莊司です。はい。これに関しましてはですね従来からそうですけども年1回、昔で言う定期検査ですね、今で言う定期事業者検査で、処理能力検査を受けると。 |
| 0:34:54 | いう必要がございますので、そういう意味では液位が発生すればですね、いつでも処理ができる状態で、我々としては維持していたということになりますので、 |
| 0:35:06 | 改めてその使用停止になった時点では、 |
| 0:35:11 | 行いますけども今までそういう意味では年1回の定期事業者検査に備えて運転できる状態で維持していたということになります。 |
| 0:35:25 | はい、えっと、 |
| 0:35:27 | 定期事業者検査に備えて、 |
| 0:35:32 | 維持していかんえと。 |
| 0:35:35 | 化学処理装置にはまず廃液が今あるんですよ。 |
| 0:35:38 | 貯留スラッチにはスラッチは今あるんでしたっけ。 |
| 0:35:47 | セメントかセメントかそっちにありますスラッチはあるんでしたっけ。 |
| 0:35:56 | ちょっと原子力法ショウジです。すみませんちょっと私の説明が、 |
| 0:36:00 | 間違っていました廃液については、願書率、承知の方にですね保有しております。それを処理してスラッチということになるんですけども、そっちスラッチについては、今現在はございません。 |
| 0:36:14 | なので、処理槽、化学処理装置に保有している、その廃液ですね、廃液を処理し、処理していくために発生するスラッチ。 |
| 0:36:25 | という位置付けになります。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:36:32 | 処理していくために発生するスラッチ。 |
| 0:36:37 | 化学処理装置にたまっている廃液を、 |
| 0:36:42 | 移送した際に残っていたスラッジを処理。 |
| 0:36:47 | するときに初めてセメント固化装置に、 |
| 0:36:50 | 用いるものがある。 |
| 0:36:52 | ということではない。 |
| 0:37:06 | ごめんなさいちょっと長くなるといけないので、そういった、例えば化学処理装置とセメント固化装置には、その使用停止に向けた作業の前関係がありますとか、 |
| 0:37:20 | どういうもう流れが発生するんです。 |
| 0:37:24 | ということを、がわかる資料を、 |
| 0:37:27 | ちょっと今後のヒアリングでは作成して提示いただきたいなと思っています。 |
| 0:37:34 | で、誘致廃液一時格納庫分を、 |
| 0:37:39 | 右側に注釈で書いてありますけれど、 |
| 0:37:43 | 有機溶媒貯層の使用前確認、だから有機溶媒貯層が、 |
| 0:37:49 | 処理施設として、受け入れ施設として、 |
| 0:37:54 | 設工認を |
| 0:37:56 | 経て必要な工事が行われた後、確認行われた後に初めて、 |
| 0:38:04 | この貯留されてる廃液をそっちに移すことで、使用停止の工事が進められる段階に入るってということだと思うので、 |
| 0:38:14 | この中で前提となる工事があるはずなんですよ。 |
| 0:38:18 | なので、 |
| 0:38:20 | 少しそういった対応の流れがわかる。 |
| 0:38:24 | プール資料をご準備いただきたいと思っています。 |
| 0:38:33 | はい。原子力法ショウジです。はい。そういう意味ではそうですねその前に行っていくべき行為がありますので、その辺についてはですね、資料に、このフローにですね追加したり、わかるような形で、 |
| 0:38:48 | ご説明できるようにしたい経営いたします。 |
| 0:38:53 | いっぱい、Q1の会合に向けた対応としては後回しにさせていただいて結構ですので、 |
| 0:39:00 | 指摘、コメントとしてはしっかり残していただいて、対応いただければ結構です。 |
| 0:39:09 | はい。原子力の小路です。はい。こちらについては承知いたしました。 |
| 0:39:14 | はい。規制庁伊藤です。すいません以上になります。 |
| 0:39:22 | はい。 |
| 0:39:24 | 規制庁中澤です。それではですね、概要説明資料の使用の停止以外のところもちょっとお話を伺いたいと思います。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:39:37 | イエイ。 |
| 0:39:44 | まず、概要説明資料の4ページ目でこれまで新規制基準の設工認、認可されたもの。 |
| 0:39:53 | これ姿勢を並べて書いていただいているところなんですけれど、ですね、すでに認可を受けている設工認についてなんですけど、認可日だけでなく、 |
| 0:40:07 | 申請日が追加いただいてもよろしいですか。 |
| 0:40:11 | わかんない。みんなわかる。 |
| 0:40:20 | はい。 |
| 0:40:21 | はい。原子炉、 |
| 0:40:22 | 結構ショウジです。 |
| 0:40:24 | はい。そちらについては承知しました。ただそこについてはですね補正日も含めてという記載でよろしいでしょうか。財政申請日がわかれば大丈夫だと思いますが、伊藤さんが整備必要でしょうかね。 |
| 0:40:42 | 最初の申請日だけわかれば結構だと思います。ありがとうございます。では最初の申請日だけでお願いしたいと思います。 |
| 0:40:52 | はい。原子力をショウジです。はい、了解。承知いたしました。 |
| 0:40:57 | 続いて同じページー能過去に設工認を受けた背景をちょっとお聞かせいただきたいんですけども、一番上の、 |
| 0:41:10 | 協業ですかね、通信連絡設備のうち、構内一斉放送設備が建設後、このタイミングで設工認をとって、 |
| 0:41:21 | だってというのは、何かに特別な理由があったんでしょうか。 |
| 0:41:30 | はい、原子力不祥事です。はい。そういう意味ではですね我々の既設の廃棄物管理施設についてはですね施設が18あって施設が多いということで、 |
| 0:41:41 | まず最初にですね、市、今回の市、新規制基準対応に当たってですね、5分割するという考えで行っております。 |
| 0:41:50 | それはなぜかというまず |
| 0:41:52 | 最初にですね、 |
| 0:41:54 | 最初にダブOWTFが申請したんですがそのあと、いわゆる工事を伴うものをまず優先して申請しましょうと。 |
| 0:42:04 | ということで、9通信連絡設備ではなくてですね、その他自動火災報知設備これも工事が伴うもの、あとスラブの追加についても工事を伴うものと、 |
| 0:42:16 | ということで、まず工事を伴うものを優先的に申請すると、そのあとですね、それぞ |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:42:23 | まとめて申請しようというふうな考えでございましたので、まず工事を伴うものから先にやったということで、通信連絡設備の中でもですねその構内一斉放送設備については、 |
| 0:42:35 | 工事を伴うということでそこだけ抜いた形、地下法と、主査分についても同じですね。 |
| 0:42:44 | すいません含むようですけども工事を伴うものを優先した、優先して申請したという考えから2からの、 |
| 0:42:52 | もう、そういう考えがあつての申請ということになっております。 |
| 0:42:58 | 規制庁中澤です。工事を伴うものを優先して今までやられていたということで承知しました。 |
| 0:43:17 | 続いてですね、小ページの方に移りたいと思います。ですね。 |
| 0:43:29 | 念のため確認ですけれども、 |
| 0:43:35 | この手Ⅱ、 |
| 0:43:37 | このページで、対象設備ということで各建屋、どれがどの条文に該当しますというのをまた示していただいておりますけれども、これは別表2の表と、 |
| 0:43:50 | 整備が1種するように作っているという理解でよろしいですか。 |
| 0:44:19 | はい原子力法ショウジです。はい。そういう意味ではですねこの5ページ目の資料についてはですね、全体の条文に対して |
| 0:44:29 | 何か1日目で説明するかということで記載しております。別表2との関係でございますが、別表についてはですね |
| 0:44:39 | この表のですね一番右側に対象設備というところでアルファベットの数字がアルファベットが書いてございますが、 |
| 0:44:46 | 別表2についてはですねこの建屋アルファベット等についてはですねそが、別表2と対応してると。 |
| 0:44:55 | というような形になります。 |
| 0:45:01 | 規制庁ナカザワです。という、例えば、第5条の地盤のところ、 |
| 0:45:13 | 対象設備として経営からあるというふうになっているんですけども。 |
| 0:45:19 | これ別表2で言うと、 |
| 0:45:22 | あれはつく左がついてる。 |
| 0:45:26 | 立てやあ。 |
| 0:45:28 | 丸がついて寝せ建屋が対象設備として入ってるってことですか。 |
| 0:46:30 | はい。原子力をショウジです。はい。そういう意味ではですね別表2の方をでございますが、記号が記載されているもの。 |
| 0:46:40 | 記載されている設備、いいと言った方がいい。よろしいですかね。あとそれについて、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:46:48 | になります。 |
| 0:46:52 | 8 規制庁ナカザワです。という、以外、別表 2 でいうと、バー以外の丸とか二重丸とか三角がつく建屋が、ここでは対象設備として挙げられてるってということですか。 |
| 0:47:13 | はい、衛藤研修不祥事ですはい。そう。その通りでございます。 |
| 0:47:35 | 連邦 |
| 0:47:48 | 変更になって、 |
| 0:47:54 | よ。 |
| 0:47:55 | 規制庁の岡沢です。今回の設工認の申請対象なんですけれど、こちらとしましてはですね、別表 2 で丸がついているものを、 |
| 0:48:08 | 車の申請対象だと思っているんですけども。 |
| 0:48:13 | そうすると今のお話、前から介護上で言えばパラレルすべてではなくて、一部だけマルがついていると思っていたんですが、 |
| 0:48:28 | ええ。 |
| 0:48:45 | これ申請対象である設備を表したいということであれば、別表 2 イトウ照らし合わせて 0 がついてる建屋だけ入れるべきだと思います。いかがでしょうか。 |
| 0:49:06 | 今、 |
| 0:49:14 | あくまで別表第 2 でニジュウマルとか、カー三角がついてるものは括弧で設工認をとっていたり、過去の設工認で技術基準が適合値の適合が説明できるものなので、 |
| 0:49:27 | 今回の申請対象ではないと思う。 |
| 0:49:31 | ています。 |
| 0:49:33 | ちょっと県、第五条で言えば、今どこだけマルがついてるんでしょうかね。 |
| 0:49:41 | すいません。 |
| 0:49:48 | はい、原子カシヨウジです。そういう意味で我々としてはですね申請対象も当然申請対象であれば、01100 であれば当然、 |
| 0:49:59 | 記載は当然そこは対象になるんですけども、二重マルもありますので、 |
| 0:50:04 | 我々としては説明が必要だという認識です。ねそこはニジュウマルも含めてですね、何か記号を、 |
| 0:50:12 | ニジュウマルであっても、あそこは必要だという判断をしてですねそういう聞いたりページの方は記載しております。 |
| 0:50:22 | はい。石毛。 |
| 0:50:26 | ということです。結構です。 |
| 0:50:38 | 申請対象設備ということではなくて |
| 0:50:44 | 何かしらの形で技術基準の適合性を示さないといけない。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:50:49 | 何かここに入ってるってことだとちょっと何て言うんでしょう。ちょっと書き方を工夫していただいた方がいいかなと思うんですけども。そうですね。 |
| 0:51:13 | 補足か何かで追加いただくことっていきそうですか。 |
| 0:51:26 | 2、原子力機構ショウジです。そういう意味であればですね我々の方もこの5ページの全体概要の表についてはですね。 |
| 0:51:38 | この対象設備については、今回の設工認対象ということで、PDF一重丸、 |
| 0:51:46 | 部分を対象に記載すると、記載するよう修正することは可能でございます。 |
| 0:52:01 | は10個の転換点。 |
| 0:52:05 | やればいいんだよね。 |
| 0:52:08 | 規制庁ナカザワですということであれば種は申請対象設備又を示していただいた方がいいと思いますので、丸がついてる建屋に絞っていい。 |
| 0:52:20 | 修正いただければと思います。 |
| 0:52:31 | はい。原子力をショウジです。はい。承知いたしました。この表についてはですね、今回の説国民の対象設備のみということで記号の方は、修正いたします。 |
| 0:52:42 | はい。よろしく申し上げます。続いては同じ表なんですけれども、この表だけ見るとですね。 |
| 0:52:53 | 色分けがされているんですけど、その色は何を示しているのかな。 |
| 0:52:59 | 6ページ以降に行かないと、わからないという状態です。 |
| 0:53:08 | 何か凡例か何か追加でやることって可能でしょうか。 |
| 0:53:19 | 今後ページみずであれば、2ページに第2回の会合で説明するというような感じで書いていたと。 |
| 0:53:29 | 第1編と議事録表ショウジはい。この表については会合の何回目、回数によって色分けしていましたので、その慰労についてですねちょっと判例を記載いたします。 |
| 0:53:40 | はい。よろしく申し上げます。 |
| 0:53:45 | いえ。 |
| 0:53:50 | 規制庁伊藤ですけども、この5ページ目のところで、 |
| 0:53:54 | 右から2番目の列で工事でありなしというのが書かれてまして。 |
| 0:54:00 | この |
| 0:54:01 | 周りのところは、申請対象という意味で書いているんでしょうかちょっと印の意味を教えてください。 |
| 0:54:20 | 原子力不祥事です。はい。そういう意味ではですねこの5ページの表の工事の欄ありとなっているところはですね。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:54:29 | 今のところからあるということで記載してございますがその中で、何か一つでも、工事を伴うものがあれば、有井土肥にしておりますので、割と言うなれば何か設工認対象の工事。 |
| 0:54:42 | あると、いうふうな表記をしております。 |
| 0:54:48 | 話題となしのところも右側に対象設備は、例えば 13 条とか 17 条とか記載がされてますけど、 |
| 0:54:58 | まず、 |
| 0:55:02 | 南部委員。 |
| 0:55:15 | 原子力をショウジです。こちらの 13 条の、 |
| 0:55:22 | 話についてはですね、これ、ということで、して見ていただくとβ γ 固体処理棟さんと、 |
| 0:55:28 | いうことになります。ただここにはですね |
| 0:55:32 | 受入施設、今回新たに受け入れ施設として有機溶媒貯槽が 5 市ございますので、会議室、 |
| 0:55:43 | すいません少々お待ちください。 |
| 0:55:56 | あ、 |
| 0:56:00 | いえ、 |
| 0:56:12 | ぜひ、 |
| 0:56:20 | ページ。 |
| 0:56:31 | なんか、 |
| 0:56:35 | 形状イトウですけれども、 |
| 0:56:38 | 江藤橋野園、先ほど申し、仰っおっしゃられたように、何かしら申請するものがある。 |
| 0:56:48 | 項目についてはありというふうに、 |
| 0:56:51 | 識別するつもりだったってことであれば、さっきのナカザワとのやりとり |
| 0:56:57 | 申請が、一重丸で申請がある項目だけを残しますと、修正をすることによってこの工事っていう欄はいらなくなるのかなと思うんですけども、いかがでしょう。 |
| 0:57:14 | はい。原子力ショウジです。はい。申し訳ありません。そうですね先ほどちょっと申し、先ほどもありましたけども対象の方を、今回の設工認対象、一重丸、 |
| 0:57:25 | ここに記載を見直すということになりますので、そこに合わせてですね、この工事、Eの欄もですね、見直す、見直しをさせていただければというふうに思います。 |
| 0:57:36 | わかりました。よろしく願います。 |
| 0:57:47 | あります。 |
| 0:57:57 | 延長ナカザワです。それではちょっと次のページに進もうと思います。 |
| 0:58:08 | 6 ページ目、第 2 回の会合で申請する説明する内容ですけれども、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:58:18 | まずうは 1 行目にですね、一条から 24 条まで、該当する設備がない条文として、 |
| 0:58:30 | 以前、以前のヒアリングでないことを説明しますというお答えだったかと思うんですけども。 |
| 0:58:38 | 本当に説明する人、必要があるのかなというところが、 |
| 0:58:46 | こちらの方では思っておりまして、他の案件を見ても、 |
| 0:58:52 | 申請対象外の情報を説明してるものってあんまりないと思うんですね。なので、大洗廃棄物管理施設さんでも、特に |
| 0:59:05 | 必要はないんじゃないかなというふうに考えているんですけども、その点いかがでしょうか。 |
| 0:59:25 | はい、原子力をショウジです。はい。そういう意味ではですね以前、確かに該当する設備がなくてもご説明しますということでお話ししておりますが今までの技術基準の方についてもですね。 |
| 0:59:39 | すべての条文に対して該当あるなしに府を含めて、説明を行っていたということもあってですね、割と我々としては従来の考え方に基づいてですね該当しないものについてもこういう理由で該当ないということで、 |
| 0:59:54 | ご説明していたという経緯もあったので、そういう回答いたしましたが、必要ない、あまりそういう意味ではないということであれば、我々としては、そのについては、 |
| 1:00:10 | 説明が必要でないということであれば、我々としてもそういう形に見直すということにしたいと思います。 |
| 1:00:20 | 廃止落ちました。 |
| 1:00:23 | 申請外と設備があるらしいっていうのは、会議会合というよりはヒアリングで事実関係を確認するようなどころもあるかと思っておりますので、 |
| 1:00:34 | 会議資料から消していただいていた方がいいかなというふうに思っています。 |
| 1:00:40 | 規制庁イトウですけども、 |
| 1:00:43 | 一応認識にそごがないように、お伝えしますと。 |
| 1:00:49 | 井戸の申請の会合資料でも、各条文の申請の要否の考え方は資料で提示をいただいていると思います。 |
| 1:01:02 | そういう意味では当然、事実確認させていただいた上で、 |
| 1:01:11 | その上で会合資料で |
| 1:01:14 | 各条ごとの、 |
| 1:01:16 | 設備ごとの申請の的ウェイト適合条文とするか否かの考え方は述べていただく必要があるんですけども。 |
| 1:01:25 | ここで示していただくべきは、申請範囲がどういうふうな意味であって、プラン所について説明。 |
| 1:01:37 | 何度書いて説明をするのか。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:01:40 | ていうことを説明いただく部分だと思うので、 |
| 1:01:43 | そういう意味では、 |
| 1:01:48 | 資料の目的にちょっとこの |
| 1:01:53 | 一緒に適合しない理由を説明するとかっていうのは少しなじまないのかなと。 |
| 1:01:58 | 思ってた方がいいのではないかっていう、そういうコメントです。 |
| 1:02:07 | いずれかのタイミングで、なぜ申請範囲とする必要がないのかっていう。 |
| 1:02:14 | 利用を示した書類を出していただく必要があるんですけども。 |
| 1:02:19 | こういう形で項目だけする必要は審査対象ではないということであれば、 |
| 1:02:27 | いらないだろうということです。 |
| 1:02:33 | 思ったんです。要は審査がないというのは、いらないということです。 |
| 1:02:44 | はい。原子力法ショウジですはい御説明すいませんありがとうございます。当然ながら資料、目的でございますので審査会合としての資料は、先ほどもありましたけど審査、設工認対象。 |
| 1:02:56 | 興味ということになれば、確かにこちらの方は、 |
| 1:03:00 | ちょっとそぐわないかなというふうに考えますので、こちらについては、目的に合わせた、沿った記載ということで、6 ページの情報がない。 |
| 1:03:11 | 該当する設備がない条文については削除させていただきます。 |
| 1:03:23 | 長中崎医師お願いします。はい。 |
| 1:03:30 | 規制庁中澤です。すいません今の話、今伊藤からあった通り内容と関連するんですけども、 |
| 1:03:40 | その下の第十九条 21 条、別表によると三角。 |
| 1:03:48 | になるもの。 |
| 1:03:50 | 第 20 条、別表にて二重マルになるもの。 |
| 1:03:55 | ていうのは同様 2 個の資料には入れなくていいのではと考えているんですけども、3 点いかがでしょうか。 |
| 1:04:09 | はい。原子力法ショウジです。はい。そういう意味ではちょっと確認しようかというふうに今考えたところなんですけど確かに市設工認対象としては、 |
| 1:04:19 | 9 条以降ということになりますので、考え方としては、19 条から 21 条、20 条、こちら同じ考えっていうふうになると思いますので、 |
| 1:04:30 | 今回のこの審査会合資料としては、 |
| 1:04:36 | 先ほど同じような形でそぐわないということで削除を対象かなというふうに考えます。 |
| 1:04:45 | はい。よろしく願いいたします。 |
| 1:04:59 | 人を、 |
| 1:05:02 | すいません規制庁ナカザワです。同じ表なんですけれども。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:05:07 | 一番上の三井田C能一番未分割の考え方というふうに書いてあるんですけども。 |
| 1:05:18 | 分割と書いてしまうとですね、設工認の分割申請、今回5回に分けて5回目ですという分割申請の方ちょっと横が紛らわしいという点がございまして、 |
| 1:05:33 | 分割の考え方た機器分割って言葉はね、ここではなるべく使っていたきたいじゃないなと思っております。 |
| 1:05:44 | なので、 |
| 1:05:50 | 何か |
| 1:05:53 | 深津委員。 |
| 1:05:57 | 分割以外の言葉を使って、 |
| 1:06:00 | 使っていただくことってできそうですか。 |
| 1:06:11 | はい。原子力ショウジです。はい。 |
| 1:06:15 | この件承知いたしました。ただちょっと分割合間進むというわけではちょっとちょっと少し考えて考えさせていただいてですねちょっと別な。 |
| 1:06:24 | 言葉で、この表については記載いたします。 |
| 1:06:29 | はい。よろしく願いいたします。 |
| 1:06:37 | 続いてですね |
| 1:06:40 | 説明の順番の決め方、考え方ですかね、についてちょっとお聞きしたいんですけども。ですかね第2回目に、 |
| 1:06:51 | 第五条龍間竜巻対策設備を含んでいるところですけども、 |
| 1:06:56 | 第5章第85入っているのは、 |
| 1:07:00 | あれですかねこの詳細。 |
| 1:07:05 | 方針を方早く固めたいとかそういう、工事に入るにあたって詳細を早めに固めておきたいとかそういう印象があって第二課会で説明という形になってるんでしょうか。 |
| 1:07:29 | はい。原子力の東海林です。 |
| 1:07:31 | はい。そういう意味ではですねこれ、竜巻対策等についてはですね工事を伴うということでもそちらもありますけども、それについてのですね説明 |
| 1:07:45 | がちょっと次、分量が多いかなという考え方で、 |
| 1:07:51 | その中で、 |
| 1:07:53 | そういう割合でですね、先にまずやろうと。 |
| 1:07:56 | ということで、我々としてはその全体を見渡したときの分量ですね。 |
| 1:08:02 | まず分けさせていただいたと。 |
| 1:08:05 | というふうな形になります。 |
| 1:08:10 | 規制庁中澤です。了解いたしました。 |
| 1:08:15 | ということであれば、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:08:19 | その考え方ですね、どこかに資料上で書いていただいた方がいいと思うんですけども、追加いただいてもよろしいでしょうか。 |
| 1:08:42 | 原子力をショウジですがいっぱい承知いたしました。そういう意味ではですね例えば5ページの6ページのですね。 |
| 1:08:51 | 審査の進め方の下に2行記載ございます。停止。 |
| 1:08:58 | バックフィット対応として追加する設備と使用の停止に伴い、変更及び追加する設備について行うものであると。 |
| 1:09:06 | いうことを記載してありますがその下に何かは、我々の考え方を記載して以下の通りとすると。 |
| 1:09:13 | というような修正方法でよろしいでしょうか。 |
| 1:09:20 | 規制庁仲田です。その方向で、はい特に問題ないかと思います。 |
| 1:09:30 | はい。現実原子力法ショウジです。はい、承知いたしました。 |
| 1:09:44 | 阿藤。 |
| 1:09:47 | 6ページ2-2の下の、のみではないんですけども、左側で条文で、 |
| 1:09:56 | 条文の番号を書いていたいているんですけど、何の条文かわかるように、 |
| 1:10:04 | 例えば第8条であれば、外部からの衝撃による損傷の防止とか、要求事項の内容を括弧を書いていたいてもよろしいですか。 |
| 1:10:26 | はい。原子力ショウジです。はい。その件は承知いたしましたがちょっと表の方がちょっと増え、増えてしまうとかそういうところはあるかもしれませんのでその辺については、ご承知いただければと思います。 |
| 1:10:38 | はい。その辺は適宜調整いただければと思います。 |
| 1:10:58 | 続いて7ページ目の方に行きたいと思います。 |
| 1:11:04 | 第3回で震源、 |
| 1:11:08 | 説明しようとしている。第17条等第22条、搬送設備と予備電源、その前に、すいません。 |
| 1:11:18 | 第3回で説明しようとしているバックフィット対応で、追加する設備が該当する条文っていうのがさ、本漏えい。 |
| 1:11:31 | 流さしているのは、 |
| 1:11:33 | 新規制基準。 |
| 1:11:36 | の、 |
| 1:11:38 | 追加要求事項が、 |
| 1:11:41 | あって、 |
| 1:11:45 | 既設の設備自体に工事は行わないものの、基準適合上の説明が必要になるものということよろしいですか。 |
| 1:12:04 | はい。原子力ショウジです。はい。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:12:09 | その通りでございます。 |
| 1:12:15 | 小指針は下ありがとうございます。 |
| 1:12:40 | おかあさん 7 ページ目で、他に何かございますか。 |
| 1:13:18 | イトウです大丈夫です。ありがとうございます。 |
| 1:13:22 | では 8 ページ目に、 |
| 1:13:28 | ページ目以降ですね申請の概要。 |
| 1:13:32 | の方に移っていきたいと思います。 |
| 1:14:09 | あすいません少々お待ちください。 |
| 1:15:19 | すみません渡瀬いたしました。へえ。 |
| 1:15:26 | 8 ページの、概要として第九条方針濁しについて説明いただいているところなんですけれども。 |
| 1:15:35 | これはですね。 |
| 1:15:42 | 許可を踏まえた方針として、必要なあ形事項ですね。 |
| 1:15:50 | 次 5 名。 |
| 1:15:52 | 方針 2 防止対策を本規程に定めるということの本設工認で述べるっていうイトウなんでしょうか。そこをちょっと教えていただければと思います。 |
| 1:16:16 | はい。 |
| 1:17:07 | 原子力訴訟です。すみません、少々お待ちください。 |
| 1:18:09 | すみません原子力をショウジです。 |
| 1:18:11 | はい。8 ページに記載のある黄色で囲ってある中のですね |
| 1:18:18 | 一番下の行ですね、廃棄物管理施設保安規定に基づき策定する下部規定に定めるところに関してはあくまでも適合確認の御説明ということに、 |
| 1:18:32 | なりますが、實際上施行に以上ですね記載するのが、設計仕様と設計条件と、 |
| 1:18:41 | いうことになりますので設工認上についてはですね。 |
| 1:18:46 | 設計条件ということで管理区域にその一番下、設計条件に書いてございます。記載。 |
| 1:18:55 | 設工認上は比木さ飯尾。 |
| 1:18:59 | 申請書に記載するということになります。 |
| 1:19:10 | 規制庁中沢です。すみません、このページの構成からちょっと教えていただきたいんですけど、まず、上に技術基準の要求内容が書いてあって、 |
| 1:19:23 | その下の黄色い塗りつぶしのところは、これは何、何なんでしょう。申請書に書いてあるわけではない。 |
| 1:19:34 | 腔内っていうことですか。 |
| 1:19:42 | 池戸原子力の小路です。はい。そういう意味では 8 ページで言いますと条文がありましてその下の黄色の部分、色塗ってあるものについてはですね。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:19:53 | いわゆる適合確認で説明をすべきことということで、施設工認の申請書上はですね |
| 1:20:01 | 添付資料の 6。 |
| 1:20:04 | 適合性の説明のところに、 |
| 1:20:08 | ここは規制する項目でございます。 |
| 1:20:13 | はい。 |
| 1:20:17 | はい。規制庁の片田です。黄色のところはテンロクに書いてあって、設計条件のところは、申請書の本文に書いてある。 |
| 1:20:27 | ということですか。 |
| 1:20:31 | はい。原子力法ショウジですはい。その通りでございます。そういう構成になってですね。承知いたしました。 |
| 1:21:03 | 続いて次の 17 条に移りたいと思います。 |
| 1:21:09 | 資料で言うと 13 ページ。 |
| 1:21:13 | ですけれども。 |
| 1:21:26 | 設計条件のところですね、 |
| 1:21:31 | 今後 5 年間、 |
| 1:21:33 | 今後 5 年でいっぱいにならないように設計するというふうに意見いただいているんですけれども。 |
| 1:21:42 | これは設計、 |
| 1:21:47 | 設計のみでなくて、保安規定でも、 |
| 1:21:52 | 廃棄物の、 |
| 1:21:54 | 何ていうんですかね経理管理っていうのは、一般ようなものは、定められるっていうことなんでしょうか。はい。 |
| 1:22:06 | がいっぱいにならないように保安規定でも何か制限をかける。 |
| 1:22:10 | でしょうか。 |
| 1:22:35 | はい、衛藤原子力ショウジです。はい。衛藤。 |
| 1:22:38 | そういう意味ではですね保安規定上はですね、 |
| 1:22:42 | 最大で受け入れる、おける、 |
| 1:22:47 | 本数なり能力なりは記載はしておりますが、 |
| 1:22:52 | 有するそういう量を有するということは記載はしてございますが、満杯にならないという、1000 円っていうのは保安規定上はございません。 |
| 1:23:02 | あくまでも |
| 1:23:04 | 貯蔵管理できる最大の能力を記載してそこで管理すると。 |
| 1:23:09 | いうふうな記載になっているもので、本規程についてはそういう記載になってございます。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:23:17 | うん。 |
| 1:23:19 | 規制庁の岡沢です。はい。現状については了解いたしました。 |
| 1:23:32 | で、ちょっと確認なんですけれども。 |
| 1:23:35 | 5年後でも満杯にならない設計というのは、 |
| 1:23:41 | これまでの敬礼の実績と、過去のこれまでの経営の実績等みらいの経営の予定量を考慮して、 |
| 1:23:54 | 考慮して、十分な容量を、 |
| 1:23:59 | しているってということですよ。 |
| 1:24:07 | はい。原子力不祥事ですはい。5年後、この記載についてはですねそういうその過去をあと発生量等、 |
| 1:24:15 | を考慮したものということになりますので、 |
| 1:24:19 | おっしゃられた通り、ということで、風になります。 |
| 1:24:26 | はい了解いたしました。 |
| 1:24:47 | 続きましてちょっと飛びまして資料の24ページから始まる火災対策の方に移りたいと思います。 |
| 1:24:58 | その中ですね。 |
| 1:25:05 | 資料の30ページに、火災報知設備の構成図をつけていただいてまして、秋芳4体出席勘定読んだ形、本設工認の申請対象設備です。 |
| 1:25:19 | という表現になってないですけど、これは正しいというより、理解でよろしいですか。 |
| 1:25:32 | はい。原子力カショウジです。はい。30ページのこの赤で囲ったところがほぼ施設工認での申請対象ということで、間違いございません。 |
| 1:25:42 | ちなみになんですけれども、他建屋の火災受信機なり感知器なりは、 |
| 1:25:52 | 五つの設工認で、 |
| 1:25:56 | 設工認とってると思うんですけれども、いつも設工認で取ってるんですけど。 |
| 1:26:11 | はい。原子力カショウジです。はい。そういう意味ではですね、ほぼ全体についてはですね、 |
| 1:26:21 | 管理事業を回収にあたって北海ぐらい分割した設工認の中で、申請をしておりますのでございます。 |
| 1:26:34 | その他ですね、新たに新規性基準でですね、早期発見という意味で、新たに |
| 1:26:42 | 提供したところではございますのでそれについてはですね先ほどの概要資料の4ページの自動火災報知設備の一部変更のところの設工認で申請した。 |
| 1:26:51 | ところでございまして、 |
| 1:26:53 | そこも含めて書いてございます。大きく分けて二つになります。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:27:01 | ということは、今までの設工認で、小沢主席を環状 4 だけ申請してなかったので今回申請します。 |
| 1:27:11 | ということでしょうかね。 |
| 1:27:17 | はい、現象表ショウジですはい。そういう意味では今回の対象が主、後退修正が 14 ということのみになります。 |
| 1:27:26 | 承知いたしました。ちなみになんですけれど。 |
| 1:27:32 | 新規制基準対応で以前火災報知機の設工認とってると思うんですけれど。 |
| 1:27:39 | 時に同時にやらなかった理由で何かあるんでしょうか。 |
| 1:27:46 | はい。原子力の庄子です。そういう意味ではですね先ほどもご説明しましたが、新たに工事を伴うものをということで新たに |
| 1:27:58 | 柿木の方を設置したというものを優先してございますので、今回のことで集中管理については、これは別にしてですね既設、すでにあるということなので今回、別なその設置する工事を伴うものとは別にですね分けて、 |
| 1:28:16 | その他の設備と一緒にですね、申請するという考えに基づきまして、今回新たに今回、設工認対象としたものでございます。 |
| 1:28:25 | 規制庁中澤です。承知いたしました。 |
| 1:28:29 | 工事が不要なので今回の申請に入っていること。はい、承知いたしました。 |
| 1:29:21 | 規制庁ナカザワです。すみませんまたちょっと飛びますけれども、59 ページ目の、 |
| 1:29:31 | 保管廃棄設備のところでお伺いしたいと思います。 |
| 1:29:37 | 各建屋に処理中の廃棄物を一時保管する設備はあるて、 |
| 1:29:44 | 今回既設ですけれど設工認例をとりますということですからけれども。 |
| 1:30:02 | 保管廃棄設備の、以前お伺いしたかもしれませんが、保管廃棄設備の具体的な安全機能って何かあるんでしょうか。 |
| 1:30:13 | 例えば、閉じ込めとか、遮へいとか、 |
| 1:30:17 | 何か。 |
| 1:30:18 | その辺りであるのかどうかお伺いしたいと思ってます。 |
| 1:30:29 | いえ、しない原子カショウジです。そういう意味ではですね、1 維持しなきゃいけない安全機能という意味では、ないというふうに考えてます。 |
| 1:30:44 | ただ 59 ページに書いてございますが、当然処理を行う上で、一方で廃棄物が発生すると。 |
| 1:30:52 | いうことを発生しますので、それをですね受け入れ設まで。 |
| 1:30:58 | 受入設備を引き渡しするまでに一時保管する設備としてはですね。 |
| 1:31:04 | それが、その発生した廃棄物は、安全を受けると。 |
| 1:31:08 | 補完できるという意味で今回、 |
| 1:31:14 | 12 条、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:31:16 | として、32 ページすいません、18 条を視点の鍵設備の、 |
| 1:31:23 | 一時保管できる能力ということで記載をさせていただいてるものでございます。 |
| 1:31:32 | ふうん。長中澤です。 |
| 1:31:36 | そうですね。 |
| 1:31:52 | 今回保管廃棄接液、そう。 |
| 1:31:58 | 所り一施設及び廃棄施設、18 年を、 |
| 1:32:02 | ところで 18 条第 2 項の、放射性廃棄物を処理する設備を受入れる放射性廃棄物を処理するために、十分な能力を有する者。 |
| 1:32:15 | というところに引っかけて、この説明いただけてますけど。 |
| 1:32:20 | 何か若干無理があるんじゃないかなというような印象は受けてまして。 |
| 1:32:27 | 岡山排気設備で、実際に何か処理をするわけでもなく、 |
| 1:32:34 | はい。 |
| 1:32:34 | ないんですよ。 |
| 1:32:52 | はい。元助教庄子です。はい。そういう意味ではですね特に |
| 1:32:59 | 保管室、あそこを書いてございます他設備で何かするというわけではございませんが、 |
| 1:33:06 | 我々としては |
| 1:33:08 | 処理中の廃棄物という、いわゆる処理をして発生する廃棄物でございますがこれが処理中の廃棄物、 |
| 1:33:16 | という位置付けですねそれを補完するために、何か設備が必要だというふうに考えまして、 |
| 1:33:24 | そういう意味では 18 条の第 2 項、IVに、 |
| 1:33:30 | 該当させて今回申請対象としたということになります。 |
| 1:34:05 | 規制庁ナカザワです。というと、処理施設の一部不足施設のようなものという考え方なのかもしれないんですけど。 |
| 1:34:23 | 若干しっかりこないところがございまして、どちらかというと、17 条の、 |
| 1:34:34 | 経理施設または管理施設、 |
| 1:34:37 | には当てはまったりしないんですか。 |
| 1:34:50 | はい。原子力補償費です。はい。そういう意味で言うと 17 条については、受け入れ施設及び管理施設ということで、受け入れ施設については、 |
| 1:35:01 | ここはあくまでも各施設が発生して処理するまでの間保管するものという位置付けになる。 |
| 1:35:09 | かと思いますのでそういう意味では経理設珪質から、全然合わないですね、ブルーPD施設に入る前のもの。 |
| 1:35:19 | ということになります。さらにですね条文上でいくとですね。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:35:26 | 阿保崩壊熱とか、庁舎に発生する熱によって、恐れがあるものかというものを、条文 17 条第 1 項、あとは、 |
| 1:35:37 | 一方、管理施設ですか、移行についてはですね、いわゆる管理施設に対象になりますので、管理施設、そのする前のものだというので第 1 項、 |
| 1:35:47 | どこ中 70 点ば第 1 項になるかと思うんですがただそこについてもちょっとそぐわないかなという。 |
| 1:35:53 | を考えましてその中でも、そうすると 18 条をに当てはめるのが一番かなということで、我々としてはそこで、 |
| 1:36:04 | 記載しているというところでございます。 |
| 1:36:16 | 規制庁の岡沢です。お考えは承知いたしました。ちなみになんですけれど。 |
| 1:36:24 | この保管廃棄施設Ⅱに関連して本規程でね、何か見ないといけないところってあたりしますか。 |
| 1:36:53 | 原子力をショウジです。すいません。今のご質問はですね、今の保管廃棄設備に対して、何か保安規定で確認するということでしょうか。はい。以上。 |
| 1:37:05 | 縛りが何か必要なものは何もあるんでしょうかという、真似のための確認ですよ。 |
| 1:37:27 | 原研。 |
| 1:37:30 | はい。原子力の荘司です。そういう意味でいくと保安規定上はですね、この保安管廃棄設備に関しての、何か確認することというのは、ないというふうに考えてます。 |
| 1:37:44 | はい。了解いたしました。 |
| 1:38:05 | 規制庁側から概要説明資料について他に何かございますか。 |
| 1:38:17 | はい規制庁イトウですけれども、 |
| 1:38:25 | うち少し触れていた点かもしれませんが資料の 13 ページ。 |
| 1:38:32 | なんですけれども。 |
| 1:38:36 | 17 条をですね。 |
| 1:38:41 | ページの下の方の設計条件で、その 5 年後にあっても満杯とない設計するっていうのは、 |
| 1:38:50 | 今申請書上こういう記載になってるっていうことなんでしょうか。 |
| 1:39:07 | はい。富樫助教東海林です。 |
| 1:39:09 | はい。ここの記載についてはですね、現在申請している申請書には記載はない、があるものではございません。 |
| 1:39:23 | では今後補正によって十四条に関する適合性。 |
| 1:39:28 | について、こういったことを書こうと考えているってことですか。 |
| 1:39:36 | はい。原子力庄子です。はい。その通りでございます。 |
| 1:39:40 | 状況はわかりました。規制庁伊藤ですけれども、ちょっとこの表現の意図を確認したいなと思ひまして。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:39:52 | これを読んだときに、 |
| 1:39:56 | 綿Cの受けとめとしては、 |
| 1:40:01 | 5年後にあっても満杯とならないっていうことは、 |
| 1:40:06 | 園部年間での増加を考慮して、 |
| 1:40:09 | であるということは、 |
| 1:40:14 | 数年後の貯蔵、予想貯蔵量ですかね。 |
| 1:40:22 | の段階で、容量を超過をする。 |
| 1:40:27 | 場合によっては受け入れをやめるという、 |
| 1:40:31 | 宣言をしているようにも見たんですけども。 |
| 1:40:39 | そういう趣旨なんでしょうか。 |
| 1:41:09 | はい。原子カシヨウジです。はい。この記載についてはですね、ある程度 |
| 1:41:16 | 先に余裕を持っているという設計だということを言いたいところであってですね、 |
| 1:41:24 | 当然ながらいっぱいになれば、 |
| 1:41:30 | 満杯になればですね、当然ながらそういうその受け入れ停止とか処理停止とかっ ていうことにはなるかとは思いますが、その前にですね我々としても当然対策をと ることにはなると思っていますので、 |
| 1:41:41 | そういう意味ではですね条件、設計条件としてですねある程度余裕を持っている、 5年後であっても満杯にならないというような、 |
| 1:41:49 | 形でですねそういう意味合いを持って書いているものでございますので決して処 理をしないとか受け入れしないとかという断言するために記載してるというもので はない、ございません。 |
| 1:42:02 | イトウ規制庁イトウですけども、今後検討いただければいいんだと思うんですけれ ども、あまりこういう設計条件で付さないような気がしまして、当然、 |
| 1:42:14 | 設計、 |
| 1:42:18 | 2項1号2報、 |
| 1:42:20 | 特に神子1号、 |
| 1:42:22 | を満足するための妥当性の説明として、 |
| 1:42:26 | 見通しに対してこんなに容量があるんですとかですね。 |
| 1:42:31 | 年間の処理量とか、 |
| 1:42:34 | 受け入れ量との関係で、 |
| 1:42:38 | 必要時十分な、 |
| 1:42:40 | ところを維持できるんですっていう説明さルールんだと思うんですけども。 |
| 1:42:47 | 設計仕様設計条件はやっぱり法令上の縛りになると思っていますので、 |
| 1:42:53 | どうする。多分、 |
| 1:42:56 | 運用にもこれに対応した規定が必要になって、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:43:00 | 実際に満杯になってない状態で受け入れができなくなるような、 |
| 1:43:05 | ことにならないかっていうのはちょっと懸念しました。 |
| 1:43:11 | うん。あるべき記載っていうのは少し検討いただくべきかなと思ってます。 |
| 1:43:19 | はい。衛藤議員商標ショウジです。すいませんはい。こちらについてはですねちょっと見直させていただくということで、ちょっと我々としてもですね、記載の方は検討してみ直させていただければと思います。 |
| 1:43:32 | はい。よろしくをお願いします。 |
| 1:43:37 | 中沢さんと、以上です。 |
| 1:43:40 | はい、ありがとうございます。 |
| 1:43:46 | それでは概要説明ではなく、別表 123 の方に移りたいと思います。 |
| 1:44:11 | まずう |
| 1:44:14 | 第 4 条の臨界防止についてちょっとお伺いしたいんですけども、磯辺病院を見る等ですね、新規制基準追加要求事項の、 |
| 1:44:25 | であって、別表 1 を見るとですね。 |
| 1:44:34 | 運用対応ということで、 |
| 1:44:37 | 設工認の申請対象とはしてないんですけども。 |
| 1:44:48 | ええ。 |
| 1:44:54 | 俺っていうのはもし仮になんですけど、丸はつくとしたらどういう状況かとか。 |
| 1:45:04 | 現状 0 ではなくはなっておりませんけれども、 |
| 1:45:08 | どういう話仮に丸がつくとしたらどういう場合が想定されるかとかちょっと教えていただけませんか。 |
| 1:45:29 | はい、原子力不祥事です。かいいかえ防止に関してはですね臨界ということで我々としてはですね、受け入れる前受入れる時点ですね。 |
| 1:45:43 | その容器に、 |
| 1:45:46 | 含まれるか区分質量を管理しているということ。 |
| 1:45:51 | ですので、それ以上に入ってるものについては受け入れないと。 |
| 1:45:55 | いうことを規定しているので、ここの臨界管理が 0 になることはないというふうに考えてます。 |
| 1:46:09 | ないですか。規制庁の片田です。核分裂性物質 II が入ってるか入ってないかって言うのは、あれですかね炉施設側。 |
| 1:46:21 | 廃棄物の発生事。 |
| 1:46:24 | 何か測定して、 |
| 1:46:27 | 基準値かなり入ってないものを、廃棄貨物管理室の方に持ってくるということ、流れになってるんですけど、すみませんちょっと確認です。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:46:41 | 入ってと原子力不祥事です。一般のそういう理解で理解で間違いはありませんがあれとしては |
| 1:46:50 | 施設から来るものについて当然その入れる容器によって量が変わってきますので、その量、施設から来たものを、病気に対して |
| 1:47:01 | 規定された量で、以下であることを確認した上で、受け入れを行いますので、 |
| 1:47:08 | それ以上入ってれば当然受け入れないということになりますので、まずその段階で発生元と確認をしながら、管理の方を行っているという状況になります。 |
| 1:47:20 | 規制庁中澤です。すみませんちなみに、今おっしゃられた確認というのは、何か書類か何かが廃棄物と一緒に送られてきてそれを確認するようなイメージですか。 |
| 1:47:48 | それとも管理施設内で何か測定とかされてるんでしょうか。 |
| 1:47:56 | 今。 |
| 1:47:57 | はい。平城京ショウジです。そういう意味ではですね量については、許可上も書いてございまして要求当たり何グラムとかという規定はございます。さらに実際受け取る際にはですね、書類、 |
| 1:48:09 | 計量管理等を行っておりますので書類によってですね確認を行っていると、いろいろな量になります。 |
| 1:48:17 | 承知しました。ありがとうございます。 |
| 1:48:51 | 続いて、第 13 条の議案医療及び構造についてちょっとお伺いしたいんですけど。 |
| 1:48:59 | へえ。今回別表 2 の方で、13 条に、 |
| 1:49:04 | 丸がついて設備がないと思いますけれども、 |
| 1:49:15 | その根拠をちょっと教えていただけますか。 |
| 1:49:22 | というのは、ちょっと若干補足しますとですね、 |
| 1:49:28 | 競合なり耐食性なり、 |
| 1:49:31 | メインの要求が 13 条には入っておりますけれども、 |
| 1:49:37 | そう。 |
| 1:49:39 | 新規性基準前。 |
| 1:49:42 | キャンプの |
| 1:49:43 | 設工認も含めて、該当するものはないんでしょうか。 |
| 1:50:34 | はい。 |
| 1:50:37 | ある内、 |
| 1:50:38 | 原子カショウジです。はい。我々としてはですね 13 条を切った材料及び構造についてはですね、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:50:49 | 文書上は変わってますが要求事項が変わってないということで、理解をさせていただきます。区分してございます。その中で今回我々の体、施設、管理施設、見たところですね |
| 1:51:03 | ほぼ施設のもので、変わりがないと、いうこともございまして13条についてはですね、対象はないと。 |
| 1:51:12 | いうふうに区別しているものでございます。 |
| 1:51:20 | はい、ご説明ありがとうございます。 |
| 1:51:23 | 確かに申請対象になるような設備は、既設のものがほとんどですし、要求事項に変更はないので、 |
| 1:51:37 | B票に行ったら0になるような設備がないのかなというのは、こちらも思っているところではあるんですけども。 |
| 1:51:49 | 旧基準で何か関連するものがあれば、三角くらいの印がついていいかなと思ってはいるんですかそれも含めてないってということですかね。 |
| 1:52:04 | 原子力のショウジですはい。割れとしてもその議会で区分してございます。 |
| 1:52:42 | あ、すいません少々お待ちください。 |
| 1:53:14 | すいません繰り返しで恐縮なんですけれども。 |
| 1:53:17 | 第13条だ、材料及び構造、 |
| 1:53:23 | のところに、 |
| 1:53:25 | の希望はバーのみで、参画はつかないということで、 |
| 1:53:30 | よろしかったですか。 |
| 1:53:45 | はい。現職掃除です。一方三角もないということで、区分してございます。 |
| 1:53:53 | はい、わかりました。少々お待ちください。 |
| 1:54:02 | 規制庁中澤です。ちなみになんですけど、三角もない理由って何ですか。 |
| 1:54:10 | なんか小野瀬御説明できることがあればお願いします。 |
| 1:54:46 | それ。 |
| 1:54:50 | 原子力局長で少々お待ちください。 |
| 1:56:46 | はい。技術競争です。すいません申し訳ありませんでした。我々ですねこの表を記載する上でですね、この設工認等をすべて確認はしております。 |
| 1:56:58 | その中でですね、 |
| 1:57:01 | 既設の雪子設備機器等についてはですね、この中、 |
| 1:57:07 | 三条第材料及び構造についてですね対象となる設備。 |
| 1:57:13 | B棟はなかったということもありまして、周りは三角。 |
| 1:57:19 | もう記載、ただ、 |
| 1:57:21 | 当然できないという状況になるので、周りとしてそこは確認しておりますそういう意味では、三角も記載がないと。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:57:31 | いう状況になってございます。 |
| 1:57:58 | 規制庁中澤です。 |
| 1:58:01 | 過去の設工認を確認して、特に 13 条関係がなかったというご説明ですねはい。 |
| 1:58:11 | すいませんこの点はちょっと。 |
| 1:58:14 | 会報でも改めて確認しようと思っておりますのですみません。よろしくお願ひします。 |
| 1:58:33 | 元気原子力の小路です。はい、承知いたしました。 |
| 1:58:39 | だって、 |
| 1:58:45 | 続きまして、 |
| 1:58:51 | 第 16 条の放射線管理施設関係で、お伺いしたいと思います。別表 2 の 10 ページ目ですかね。 |
| 1:59:01 | データが固体処理棟 1 のところですけども。 |
| 1:59:07 | これ、作業環境モニタリング設備を見ていくと、設備が三つありまして、 |
| 1:59:14 | 第 16 条第 2 項、 |
| 1:59:22 | エリアモニタ二重丸ついてるんですけども、 |
| 1:59:26 | 室内空気モニター。 |
| 1:59:29 | には、何か表示す。 |
| 1:59:32 | はい。 |
| 1:59:36 | 五番、16 条第 2 項は |
| 1:59:41 | 表示に関する要求なんですけれど、室内空気みたいに何か線量表示するような、 |
| 1:59:47 | ものはついてないってことなんでしょうか。 |
| 1:59:55 | わかりやすい。 |
| 1:59:57 | はい。あるんですね。 |
| 2:00:08 | はい原子力の東海林です。10 ページ固体、 β γ 固体処理棟 1 のですね、空気。 |
| 2:00:18 | 1 人空気モニターについてはですね、これ表示機能はそ、その処理とかではなくてですね。 |
| 2:00:25 | 別なところを表示されると、監視、人がいるところで監視されるということになりますので、 |
| 2:00:34 | ここは表示機能はないということになります。 |
| 2:00:41 | 規制庁なパターンです。ちなみにその表示がされるのってどこになるんですか。 |
| 2:00:52 | はい原子力法ショウジです。そ表示場所についてはですね管理機械棟というところの、 |
| 2:01:00 | 放射線間放射線を管理してるペアになります。 |
| 2:01:11 | なるほど。 |
| 2:01:12 | 当庫 0%。それは、 β γ 固体処理棟 I に限らず他の建屋でも同じですかね。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 2:01:27 | 原子力表ショウジです。はい。すみませんちょっと説明が漏れてしまいましたはその通りでございます。 |
| 2:01:47 | はい、現状どうなってるかについては了解いたしました。 |
| 2:01:55 | 続きまして、 |
| 2:02:04 | β γ 固体処理棟 2 のところですけども、議員等ページで言うと 15 ページ目ですね。 |
| 2:02:16 | ところに 16 番に電気設備があるんですか。 |
| 2:02:24 | このところで、 |
| 2:02:28 | 申請。 |
| 2:02:31 | このところがバーになっていて、何も示されていないんですけども。 |
| 2:02:40 | 特に何か示す必要はない。 |
| 2:02:43 | という理解なんでしょうか。 |
| 2:03:17 | 議長黒須田路です。はい。この |
| 2:03:22 | 今ご指摘ございました 15 ページのですね β γ 固体処理棟 II の電気設備。 |
| 2:03:28 | についてはですね、ここだけで効果もそうですけども、これについては設備ではなくていわゆる電源供給、 |
| 2:03:37 | そういう意味ですねいわゆる商用。 |
| 2:03:40 | 日を、 |
| 2:03:41 | 商用系非常系という、 |
| 2:03:43 | 日付になりますので、これについてはですね、 |
| 2:03:49 | というもんに位置付けになりますので |
| 2:03:54 | こういう記載になっているところになります。 |
| 2:04:03 | ね。規制庁の赤沢です。電気設備には何か期待される安全機能はないんですか。 |
| 2:04:10 | 電気設備がなくても安全機能は維持される。 |
| 2:04:14 | 手元なんですか。 |
| 2:04:36 | うちの設備のある種、 |
| 2:04:42 | 原子力のショウジです。はい。そういう意味ではですねこの体制、データが固体処理と 2 棟についてはですね、 |
| 2:04:51 | 例えば電源が喪失した場合にでもですね、そこに、そこで一部しなくちゃいけない機能というのはございませんので、 |
| 2:05:01 | ないということでそこに |
| 2:05:06 | 記載がないということになります。 |
| 2:05:28 | 今規制庁の方です電気設備に期待される安全機能はない。 |
| 2:05:33 | ていうことでしたけれど、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 2:05:37 | そこはね、 |
| 2:05:39 | 電気がなく、電気が、商用電源が来なくなっても、放射線の監視とか、 |
| 2:05:45 | 火災報知機とか、そういった設備はちゃんと動くんですか。 |
| 2:06:36 | 編集局ショウジ少々お待ちください。 |
| 2:08:24 | 原子力をショウジすみません、ですね先ほどご質問ですが、答え、 β γ 固体処理棟 2 についてはエリアモニターとかとか、とかございます。 |
| 2:08:36 | 過去、例えば電源が落ちたとしてもですね、火報についてはバッテリーある程度持ってますので、その、 |
| 2:08:44 | その期間が維持できる、さらに |
| 2:08:50 | エリアモニターについてはですね、人の管理ということでサーベイメーターとか、そういうものを持ってですね管理、人的管理に変わると。 |
| 2:09:01 | ということになりますので、そういう意味では、 |
| 2:09:05 | そういう意味でもですね、安全、技術基準の方にも、 |
| 2:09:12 | 今、そこまでの要求はないというふうに考えておりますので、そういう意味で若生についてはですね。 |
| 2:09:19 | 何も記号がないという記載になっております。 |
| 2:09:26 | 規制庁の笠田ですありがとうございます。火災報知機にはバッテリーがついてて、放射線監視は運用対応の方でというお話だと理解しました。 |
| 2:09:40 | ちなみに、火災報知機のバッテリーですけど、これで多分消防法の要求か何かでついているようなものですよ。 |
| 2:09:50 | 原子力をショウジですはい。消防法に基づいて設置しているものでございます。はい、ありがとうございます。 |
| 2:09:59 | 続きまして、隣の 27 番の消火器についてちょっとお伺いしたいんですけども、 |
| 2:10:12 | 基準。 |
| 2:10:15 | これは今回A新しく申請されるということですけども、 |
| 2:10:27 | 今回昇降機をつい追加した理由というのは何なんでしょうか。基準改正前から要求されてたものなんじゃないかなというふうに考えているんですけども、いかがでしょうか。 |
| 2:11:11 | 原子力不祥事、少々お待ちください。 |
| 2:12:35 | 原子力のショウジすみません、お時間取らせました。我々の考えとしてはですね、そもそも条文の、 |
| 2:12:44 | としては入っていたということも言われてましたが当時その設工認とった。 |
| 2:12:51 | 既設の設備ですね、取った時にはそこが入っていないですね、今回改めて見直したところですね、当然ながらその必要性があるという判断から、 |
| 2:13:02 | 今回ですね、改めて設工認対象ということで、消火器の方、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 2:13:09 | 追加、申請させていただくという考えでございます。 |
| 2:13:17 | 規制庁ナカザワです。 |
| 2:13:20 | 消火器を通追加し、今回追加しないと技術基準の適合は説明できない。 |
| 2:13:26 | ということですか。市施設全体で見てっていう観点ですけどね。 |
| 2:13:58 | 原子力をそうです。その代わりとしてはその技術基準に適合していないというわけではなくてですね、さらに、 |
| 2:14:07 | 現状、許可いただいているところで満足しているというふうには考えておりますが、さらなる対応としてですね。 |
| 2:14:16 | 消火設備、という意味ではですね改めて、松井川下大井リアPTという判断をもとに、今回、雪子に対象としたということになります。 |
| 2:14:32 | 規制庁の片田です。 |
| 2:14:35 | なくても、技術基準の適合性は説明できるものの、 |
| 2:14:40 | さらなる安全性の向上っていう観点から今回追加したい。 |
| 2:14:45 | 通うことですかね。はい。 |
| 2:14:49 | お考え承知いたしました。 |
| 2:14:54 | 別表 2 に関して、規制庁側から他に何かございますでしょうか。お願いします。 |
| 2:15:08 | 遅れなければ、別表 3 に行きたいと思います。 |
| 2:15:21 | 別表 3 進めてください。はい、ありがとうございます。 |
| 2:15:26 | では別表 3 の方に移ります。でも幾つかお伺いしたいんですけども、 |
| 2:15:36 | これは処理場の方の様式を合わせた結果かもしれないんですけども、関係するケインズ計算書等という欄がありまして、 |
| 2:15:48 | 全部、全部なしになっているんですが、 |
| 2:15:53 | これは本当になしでよろしいですか。 |
| 2:16:21 | すいませんお聞きした背景ですけど、処理場の方では、火災の評価とか、溢水評価とか評価もノー添付書類あるんですけど。 |
| 2:16:31 | 大橋さんは本当になしでよろしいですか。確認です。 |
| 2:16:55 | 原子カショウジです。そういう意味ではですね、今後関係する計算書等ということで、計算書というところでは、そういう分類にはしていませんで、あくまでも添付書類 6。 |
| 2:17:11 | 等でですね評価はしておりますので、そういう意味でここはなしということにしておりまして計算書という意味ではない。 |
| 2:17:19 | ただ添付書類上は、評価してる書類はあると。 |
| 2:17:23 | いような分類にしております。 |
| 2:17:32 | はい。規制庁中沢です。ありがとうございます。 |
| 2:17:37 | 建設日経。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 2:17:41 | 各設備について、 |
| 2:17:43 | ちょっと代表的なもので教えていただきたいんですけど、例えば |
| 2:17:50 | 1 ページ目の第 8 条の一番上の大田、ところですね、廃棄処理等の市場提案ってなってるんですけど。 |
| 2:18:00 | 設工認申請の記載場所が、わーになっておりますが、これわー、 |
| 2:18:11 | 現在の申請書に記載は、 |
| 2:18:16 | ないってことだと思うんですけど。 |
| 2:18:18 | 今後補正で反映される予定はございますか。 |
| 2:18:26 | いや、それともですね。 |
| 2:18:29 | 申請対象には当たらないということでしょうか。 |
| 2:19:25 | 大場原子力をショウジ少々お待ちください。 |
| 2:21:59 | は、原子力をショウジすみません、時間を到達しました。別表 3 先ほどありました第 8 章、8 条のですね一番上でございますが、 |
| 2:22:10 | 現在現在の設工認上はですね、記載、建屋として記載はございませんが、別表 2 との比較ということでは、赤字で書いてございます新規せ、新規要求事項ということで、 |
| 2:22:27 | こちらは対象になるということで今後ですね建屋の方を、補正にあたってですね、こちらの方を記載するものということで書いてございます。 |
| 2:22:39 | なので現状ではですね、ここには、現申請では書けないところもなので書いてないということもございますが、今後ですね。 |
| 2:22:51 | 建屋の方ほうにですね、そこを追加するという形にはなる。 |
| 2:22:56 | という見方をしていただければと思います。 |
| 2:23:01 | はい。規制庁の赤沢です。ありがとうございます。今例でお話した建屋がについても同じような考え方ということでよろしいでしょうか。 |
| 2:23:17 | 原子力法ショウジです。はい。記載、考え方としては同じでございます。 |
| 2:23:22 | はい。ありがとうございます。 |
| 2:23:26 | 別表 3 について規制庁側から他に何かございますでしょうか。 |
| 2:23:33 | 規制庁伊藤ですけれども今は説明いただいたような、 |
| 2:23:39 | 今後補正予定だから、今の記載ができないって記載されていないというところ。 |
| 2:23:46 | はそれがわかるような注釈をですね、 |
| 2:23:50 | どこかにつけていただきたいと思っています。 |
| 2:23:53 | そうでないと例えば第 7 条なんかですと、外、場合には、同じように倍になってるんですけど、これ許可段階で、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 2:24:03 | 松波が寄せてくる高さではないので、設工認での対応不要だって整理されてるからこうなってるんだと思うので、 |
| 2:24:14 | その区別がつかないのではない。 |
| 2:24:17 | かなと思いますので、ちょっとそこはわかるようにしていただきければと思います。 |
| 2:24:26 | TKC助教荘司です。はい。その件については承知いたしました。加藤はわかるようにですねその辺の、 |
| 2:24:33 | については、記載を追記して、追記いたします。 |
| 2:24:39 | と思いますので、ちょっとわかり委員。 |
| 2:24:43 | 次お願いいたします。 |
| 2:24:46 | はい、ありがとうございます。全体を通して規制庁側から他に何かございますか。 |
| 2:25:05 | 衛藤伊東からはあり水位、はい。 |
| 2:25:09 | はい、ありがとうございます。大洗廃棄物管理施設から何か確認しておきたいことございますか。 |
| 2:25:26 | はい。原子力はショウジですはい。特にございません。 |
| 2:25:30 | はい。ありがとうございます。それでは本日のヒアリングはこれにて終了したいと思います。長時間ありがとうございました。 |
| 2:25:42 | ありがとうございました。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。